

第18回新潟市大規模小売店舗立地審議会 議事録

■開催日時：平成23年9月20日（火） 午後2時30分から

■開催場所：市役所第一分館1階 1-101会議室

■出席者：相澤委員、及川委員、清水委員、白井委員、武田委員、長谷川委員
松本委員、安田委員（以上8名 出席）

■審議議題：新潟プラザビル 新設届出について【2回目】

■審議内容：

（事務局から、当案件に対する第1回目の審議（H23.8.2）で出された意見、及びそれを踏まえて実施した現地調査（H23.8.22）の概要を報告し、その後審議を行った。）

会長 先回の審議会では築年数の経過した建物の安全性や、駐車場の配置などについて意見が出された。これを踏まえて現地調査が実施されたので、事務局からその内容について説明願う。

事務局 まず、店舗が老朽化しているため、建築基準法第12条の定期調査報告に相当する建築物及び設備の検査を、開店前に自主的に実施してはどうかという指摘に対してであるが、旧店舗閉店後も建築基準法第12条の定期調査報告を実施しているとのことである。設備、建築物ともに毎年報告しており、直近の報告は平成22年12月であった。審議会の指摘を受け、今年度は予定を早めて9月中に定期報告を行うとのことである。その他にも、従業員の安全教育などソフト面の対策を徹底するとの回答があった。

続いて、搬入に用いる車両について核テナントが家具店であるところ、2トントラックで正しいかという点については、商品の搬入には2トン車のロング車両を用いることで間違いないとのことである。山下家具店では、江南区に配送センターを設置しており、全国から仕入れた商品を一旦当該センターに集めた後、2トン車に積み替えて各店舗に配送する体制となっているとのことであった。

また、店舗と駐車場が離れているが、①商品の引渡し、②駐車場の周知はどのような方法をとるか、という点についてであるが、①については、店舗に置く商品は展示用の商品であり、購入者に対し引渡す商品は配送センターから発送するとのことである。持ち帰りを希望する客に対しては、駐車場が近隣であればカート等で車まで届け、榎谷小路や西堀通に停車させての引渡しは行わないとのことであった。

②については、オープン時等のチラシに駐車場位置を記載すると共に、駐車場入口に案内看板を設置するとのことである。なお、届出駐車場は山下家具店専用枠として契約するが、古町共通駐車券に加盟する他の駐車場に駐車した場合でも駐車場料金無料のサービスが受けられる。

会長 今回の現地調査に同行した委員からの補足を願う。

委員 現地調査の質疑応答は概ね事務局の説明の通りでよい。

今回の店舗は築年数が経過しているわけだが、管理については旧店舗の頃からの担当者が引き続き担当すると聞いたため、その点では安心できる。災害対応について

- 特に問題はないと感じた。
- 委員 2トン車両で荷さばきを行うとのことであるが、搬入口が非常に狭いという印象があった。市の方から説明があった通り、こちらから出した意見に全て従いますとの回答であるので、やむを得ない。
- 会長 大型の家具等については、江南区の配送センターから配送するとのことである。店舗にある商品は基本的に展示用であり、搬出はしないとのことであった。また、駐車場についてであるが、店舗まで距離があり、実際に駐車するかどうか疑問はある。なお、古町周辺の店舗が共同で共通駐車券を発行しているとのことであり、実際にはこの駐車券でカバーする場合もあると思われる。
- 事務局 商品を搬入する出入口が狭いという意見が出ているが、事務局の考えは。確かに4トン車などの車両を用いれば狭いと思われるが、届出の通り2トン車により搬入を行うということなので、問題は無いと考える。
- 委員 設置者からも、実態として2台入庫しており、店舗に置くのは展示品のみであるため、搬入を毎日行うわけではないので、この施設で問題は無いという考えである。
- 事務局 トラックの搬入ルートについて、柗谷小路側からのルートは無いということでしょうか。また、荷さばき施設の中に入ってから荷降ろしを行い、路側帯には停車しないということでしょうか。
- 委員 その通りである。
- 事務局 駐輪場についてであるが、古町は車だけでなく自転車による来店も多いと思われる。届出上のスロープの配置をみると、勾配が急に見える。高齢者や子供にとっては不便なのではないか。また、夜間に足元が暗く歩行に不便な場合があると思われる。
- 委員 警備員が近くに常駐しているので、夜間の来客の安全等に配慮するよう設置者に伝える。スロープに関しては、設置したスロープが歩道側にはみ出さないよう配慮をして頂く必要もある。設置者に対して、歩行者や利用者の目線に立って、安全で使い易いスロープを付けていただければよい。依頼していく。
- 事務局 駐車場が離れていることもあり、来店経路に誘導看板を設置させるべき。利用客の視点に立った対応を取るよう指摘があったことを伝えていただきたい。
- 委員 了解した。

(最後に事務局から当案件に対する市の意見について、「意見なし」とすることを諮問したところ、全委員異議がなかったため、市の諮問を妥当する旨答申することとし、会議を終了した。)